

芦屋市
令和5年1月20日（金）

高齢者虐待防止研修

～高齢者虐待事例における通報後の
ケアマネジャーの役割～



兵庫県社会福祉士会
市場 大輔

本日の研修テーマ

- 虐待の予兆察知（気づき）と未然防止の視点を理解する
- 虐待対応の一連の流れを理解する
（初動・対応・終結期）
- 高齢者・養護者に対し支援者ネットワークを構築することの必要性を理解する

- 高齢者虐待防止法とは、どのような法律か？
- 正式には、
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月施行）

ポイント

- ① 対応責任など行政の役割が明確にされた。
- ② 虐待の類型など定義が示された。
- ③ 養護者に対する支援方法が規定されている。

＊高齢者＝65歳以上

＊養護者＝高齢者を『現に養護する者』であって、要介護施設従事者以外の者（親族・同居問わない）

＊『現に養護とは』（金銭や自宅鍵の管理・食事や介護の世話等）



○虐待の種類と具体例



内 容 と 具 体 例

***身体的虐待**

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【具体的な例】

- ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ・ ベッドに縛りつける、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制をする

***介護・世話の放棄・放任**

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による高齢者の身体に暴行、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える行為と言動で放置等養護を著しく怠ること。

【具体的な例】

- ・ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、また脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・ 高齢者本人が必要とする介護、医療サービスを、相応の理由無く制限し使わせない

***心理的虐待**

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

- ・ 排泄の失敗等を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・ 侮辱を込めて子供のように扱う
- ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

***性的虐待**

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

- ・ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・ キス、性器への接触、セックスを強要する

***経済的虐待**

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を受けること。
（高齢者の親族を含む。）

【具体的な例】

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・ 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する

表中【具体的な例】は厚生労働省実施「家庭内における高齢者虐待に関する調査」より引用

兵庫県での動向

令和2年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果より

○相談・通報件数は？（1, 968件）

○虐待認定件数は？（802件）

- ・身体的虐待（66.3%） ・心理的虐待（35.7%）
- ・介護・世話の放棄放任（18.7%） ・性的虐待（0.6%）
- ・経済的虐待（12.7%）

○相談通報者は？（ケアマネ・警察 6割以上）

○虐待の早期発見・早期対応

【相談窓口の周知】

【虐待類型の理解】

① 予兆察知と未然防止

■虐待の予兆を察知し、未然防止のための早期発見・早期対応を目指していく



未然防止の取組

- ケアマネジャー、事業所職員等が有力な発見・対応者に
- 地域住民、民生委員等も

高齢者虐待防止法に基づく対応

- 市町村、地域包括支援センターが対応の中心に

《行政・包括による虐待対応の流れ》

初
動
期

- 行政・包括はマニュアル・帳票の活用。
- 「相談受付票」の活用にて情報を整理。
- 相談者（通報者）へのフィードバック。
- 事実確認前の役割分担。（期日・担当者）
- 事実確認は複数対応。（事実確認票参照）
- コアメンバー会議にて虐待有無・緊急性判断。

対
応
期

- 【初動期】評価の実施後、【対応期】へ移行。
- ケース会議では多職種等のネットワーク構築。

終
結
期

- 【終結】を確実に実施。

○事例に基づき虐待対応の一連の流れを理解する。（初動・対応・終結期）

○あなたが担当ケアマネジャーの場合、
通報後、この事案への関りにおけるケアマネジャーの役割や（行政・包括との）連携ポイントを出し合いましょう！

＊個人ワーク（5分）

＊グループワーク（25分）

＊発表（10分）

＊役割分担【司会・発表（書記）】



《事例》

- Cさん、80代 女性。要介護2。
- 5年前に夫を亡くして以降、40年前に購入した戸建て住宅にて一人暮らし。専業主婦をしていた。
- 子供は徒歩5分程度の距離に在住の50代息子が一人。他の親族との交流は不明。
- 1年前、買い物中に転倒し、左大腿骨骨折にて入院。
入院中に要介護認定申請し要介護2。退院後は起居・歩行動作等の向上を目指して週2回デイサービス利用。
- 半年前に再度転倒し、左大腿骨骨折にて入院。
杖歩行がやっとで院内車椅子にて移動。入浴や排泄動作等に支障があったが、半ば強制的に息子が連れ戻す形での退院。

《事例》

- ・入院中から物忘れ症状が出始め、服薬・金銭管理等に支障有。退院後、別居の息子がご本人の食事の世話や年金が入る通帳・金銭等を管理することとなった。
(ただ、息子自身の生活費や食費に金銭が使用されているため入院費用2か月分滞納有。)

(退院2日後、ケアマネジャー訪問時のご本人の様子)

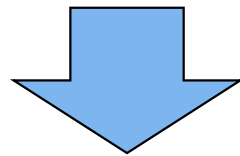
- ・健康面（右腕に痣有、食事・水分が十分摂取できていないのか衰弱した状態。）
- ・移動（歩行動作困難なため車椅子使用。）
- ・食事（自力摂取可能な様子だが、食事摂取が適切におこなえているか不明。）

- 入浴（退院後、入浴できているか不明。洗身時、手の届かない部分は介助を要する状態。）
 - 排泄（尿便意あるも失禁あり。排泄介助を要する状態。）
 - 更衣（上衣の袖通しやズボンの着脱に介助を要する状態。）
 - 日時や場所の把握はあいまい。同じ話を繰り返す。介護への抵抗や暴言等はみられない。
-
- 息子からは「受診や介護サービスは必要ない。自分が当面は同居して介護するから放っておいてくれ！もう家には来ないでくれ！！」とのこと。

⇒ケアマネジャーから地域包括支援センターへ通報。

本日の研修テーマ

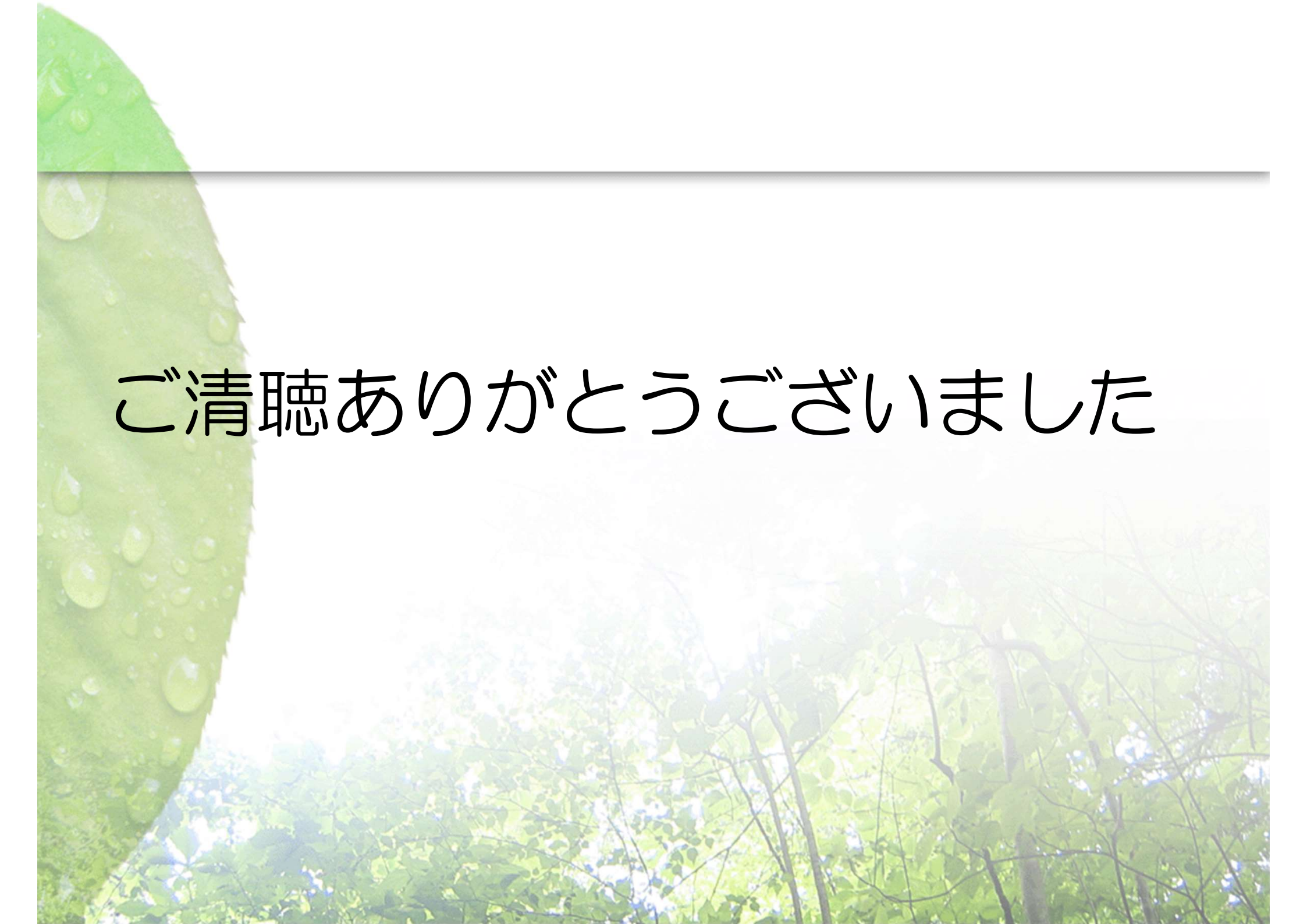
- 虐待の予兆察知（気づき）と未然防止の視点を理解する
- 虐待対応の一連の流れを理解する（初動・対応・終結期）
- 高齢者・養護者に対し支援者ネットワークを構築することの必要性を理解する
- 支援段階（初動期・対応期・終結期）の役割を理解することにより、支援メンバー個々（行政・包括・ケアマネ）の考え方や価値観で支援が進むのではなく、客観的な根拠に基づき支援していることを確認できる。



高齢者等の尊厳の保持と権利擁護



ご清聴ありがとうございました



参考文献・引用文献

- 厚生労働省実施「家庭内における高齢者虐待に関する調査」
- 令和2年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果より
- 加藤伸司・矢吹和之「家族が高齢者虐待をしてしまうとき」2012（一部改編）